

NCB 教育資金贈与専用口座の ご利用案内

この度は、「NCB教育資金贈与専用口座」をご検討いただき、誠にありがとうございます。本預金のお手続きや注意事項を記載しておりますので、お申込みの前に必ずお読みください。

- 本預金は、2023年度税制改正における「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」（以下、「教育資金非課税措置」といいます。）に対応している商品です。
- 扶養義務者間で、必要な都度支払われる生活費または教育費については、本非課税措置にかかわらず贈与税は非課税です。



この度は、「NCB 教育資金贈与専用口座」をご検討いただき、誠にありがとうございます。
本預金のお手続きや注意事項を記載しておりますので、お申込みの前に必ずお読みください。

<特にご留意いただきたい事項>

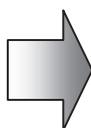
POINT1 非課税となる教育資金の限度額について

- ・ 「学校等へ支払うもの」と「学校等以外の者へ支払うもの」で限度額が異なります。
「学校等へ支払うもの」 : 最大 1,500 万円
「学校等以外の者へ支払うもの」 : 上記 1,500 万円のうち最大 500 万円
※ 教育資金の定義等は、P5 および文部科学省のホームページをご参照ください。

POINT2 領収書等のご提出について

- ・ 口座の資金を教育資金として支払った場合、領収書等の原本を弊行へご提出いただきます。
- ・ 領収書等を期限（翌年3月15日）までに提出されなかった場合、紛失された場合等は、非課税措置の適用を受けることができませんので、ご注意ください。

毎年1月1日から12月31日
までに支払ったものの領収書等



翌年1月4日から3月15日までに
弊行に提出が必要

- ・ 領収書等は、「学校等へ支払ったもの」と「学校等以外の者へ支払ったもの」を分別していただき、原本を「NCB教育資金贈与専用口座に関する領収書等明細一覧兼確認書」(当行書式)とともにご提出ください。
- ・ ご提出いただいた領収書等の原本は返却いたしませんので、必要な場合は、事前にお客さまご自身で控え（コピー等）をご準備ください。

POINT3 口座からのご出金とお支払いのタイミングについて

- ・ 窓口でのご出金のみのお取扱いとなります（ATM・インターネットバンキング等によるご出金や口座振替は出来ません）。毎年1月1日から12月31日までにご出金された金額が、同期間の領収書等の合計額よりも大きい場合、将来差額に贈与税が課税されます。但し、ご出金可能日は銀行窓口営業日に限りますので、ご了承ください。
- ・ ご出金と教育資金お支払いの前後は問いません。但し、領収書等に記載の支払年月日と本口座からの引出し日が同じ年（※）に属さない場合等、贈与税の課税対象となり、非課税とならない場合がございますのでご注意ください。（※1月～12月。年度ではありません。）

POINT4 一度出金すると、再入金できないことについて

- ・ 本口座から誤ってご出金されますと、再入金が行えませんのでご注意ください。
- ・ 当行で本口座以外の口座をお持ちの場合は、通帳を他の口座のものと分別して保管されることをおすすめしております。

POINT5 住所変更等のお届けについて

- ・ ご住所や氏名等のお届け事項に変更が生じた場合は、すみやかに口座開設店でお手続きをお願いします（当行を通じて税務署へ異動申告書の提出が必要です）。
- ・ お手続きに必要な書類等は、口座開設店へお問い合わせください。

1. 商品概要

※以下、贈与者の方を「祖父母さま等」、受贈者の方を「お孫さま等」と表記しております

項目	内容
商品名	「NCB 教育資金贈与専用口座」
ご預金の種類	<p>普通預金（総合口座普通預金のご利用出来ません）</p> <p>※ 利息は普通預金店頭金利を適用します。</p> <p>※ 利息は「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の適用対象外であり、源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%の合計 20.315%）となります。</p> <p>※ 本預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。</p> <p>※ 口座開設時に「教育資金贈与税非課税措置に関する特約」を承認していただきます。</p> <p>※ 「NCB ダイレクト」でのお取引はできません。</p>
ご利用いただける方	<p>30歳未満の個人のお客さまで以下に該当される方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 祖父母さま等（直系尊属）から教育資金として贈与を受けられた方 ・ 口座開設店のお近くにお住まいまたはお勤めの方 ・ 前年の合計所得金額が1,000万円以内の方 <p>※ 他の金融機関や当行の他の店舗で本制度をご利用されている場合は、お申込みいただけません。</p>
最低お預入額	100万円
お預入限度額	1,500万円
お預入単位	1円単位
お預入方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口座開設店の窓口でお預入れいただけます。（ATM や振込みによるお預入れはできません） ・ 但し、対象の資金は、以下の要件をすべて満たすことが必要です。 <ol style="list-style-type: none"> ① 2013年8月26日から2026年3月31日までに直系尊属（父母様・祖父母様・曾祖父母様）から贈与により取得した金銭であること。 ② 贈与を受けた後、2ヵ月以内の預入であること。 ・ お預入れに際しては、「教育資金非課税申告書」等のご提出が必要です。詳しくは、次頁以降をご参照ください。 ・ お預入れされた資金を減額することはできません。
お預入の期限	2026年3月31日
ご出金方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口で随時ご出金いただけます。但し、非課税措置の適用を受けるためには、P. 1【POINT3】をご参照ください。 ・ ATM・インターネットバンキング等によるご出金や口座振替は出来ません。 ・ 本口座から誤ってご出金されますと、再入金が行えませんのでご注意ください。
ご出金の期限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非課税措置の適用を受けるためには、30歳に達する日の前日までにご出金いただく必要がございます。（30歳になられますと、ご出金ができなくなります） ・ 2019年7月1日以降において、お孫さま等が学校等に在学している場合、又は教育訓練給付金の対象となる教育訓練を受講している場合は、最長40歳まで信託期間を延長できます。
ご契約の期限	<ul style="list-style-type: none"> ・ このご契約は、30歳に達した日に終了いたします。 ・ 30歳になられましたら、お手数ではございますが、すみやかに口座開設店にてご解約のお手続きをお願いいたします。 ・ 2019年7月1日以降において、お孫さま等が学校等に在学している場合、又は教育訓練給付金の対象となる教育訓練を受講している場合は、最長40歳まで信託期間を延長できます。
手数料	無料

2. 口座開設のお手続きに必要なもの

項目	ご留意事項等	交付申請先
(1) お孫さま等のご本人確認書類(原本)	健康保険証、運転免許証、旅券、マイナンバーカード(個人番号カード)等 ※ お孫さま等が未成年の場合は、上記に加え、親権者さまのご本人確認書類が必要となります。	—
(2) お孫さま等のお届け印	—	—
(3) お孫さま等のマイナンバーが確認できる書類(原本)	マイナンバーカード(個人番号カード)、通知カード、住民票(個人番号の記載あり)等 ※ お孫さま等が未成年の場合は、親権者さまのご本人確認書類と親権者であることが確認できる書類(戸籍謄本等)が必要となります。	—
(4) 祖父母さま等とお孫さま等の関係を確認できる書類(原本)	戸籍謄本・住民票等 ※ お孫さま等が未成年の場合は、上記に加え、お孫さま等と親権者さまの関係がわかる確認書類が必要となります。(上記で確認可能な場合は、別途ご提出いただく必要はございません)	市区町村役場
(5) 贈与契約書(原本)	予め書面にて祖父母さま等とお孫さま等との間で贈与契約を締結していただき、贈与契約書の原本をご提示いただきます。 (写しをとらせていただき、原本はお返しいたします) ※ 贈与契約日から2ヵ月以内にお預入れいただく必要がございます。 ※ 贈与契約書の書式は当行でもご用意しております。	当行にも書式あり
(6) 教育資金非課税申告書(原本)	申告書は当行より税務署へ提出いたします。	当行
(7) 贈与資金	贈与資金は、以下の方法等にて予めご用意ください。 ①既に当行にあるお孫さま等の口座に予め入金し、口座開設日に本預金へ振替(お孫さま等が既に当行にお持ちの口座のご通帳とお届けのご印鑑をお持ちください。) ②既に当行にある祖父母さま等の口座に予め入金し、口座開設日に本預金へ振替(祖父母さま等が既に当行にお持ちの口座のご通帳とお届けのご印鑑をご用意の上、祖父母さま等もご来店ください。) ③現金をお持ちいただき口座開設日に本預金へ入金 ※本預金へ直接贈与資金をお振込することはできませんのでご注意ください。	—
(8) 口座開設申込時の確認書	ご契約にあたっての重要事項等を記載しておりますので、内容をご理解いただき、ご確認印を押印ください。	当行
(9) 合計所得金額に関する確認書	確認書は教育資金非課税申告書と併せてご提出ください。	当行
(10) お孫さま等の合計所得金額を明らかにする書類	確定申告書写し、源泉徴収票など ※お孫さま等に所得がない場合やお孫さま等が扶養親族等の場合は、「合計所得金額に関する確認書」を合計所得金額の証明書として使用できます。	—

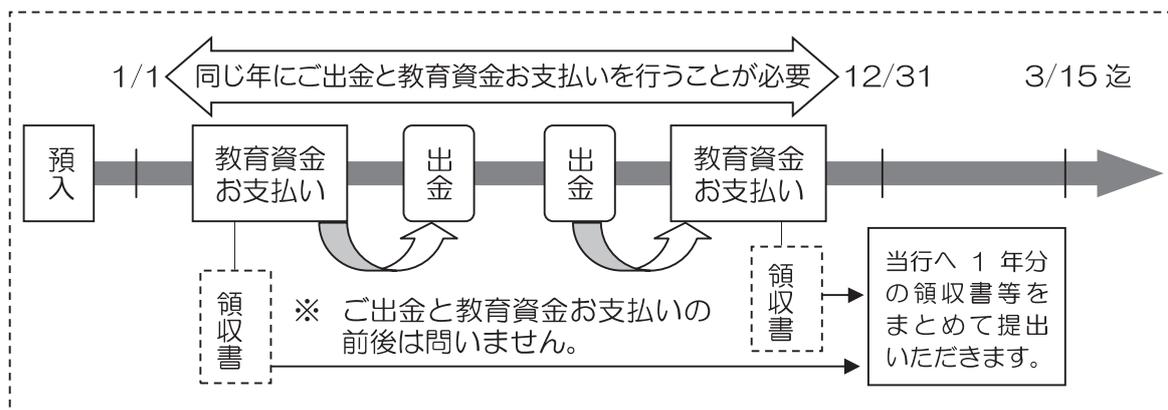
※ 口座開設後に追加でご入金をされる場合は、別途手続きが必要です。詳しくは口座開設店にお問合せください。

3. 口座開設手続き

- | | |
|----------------------|---|
| ① 贈与契約の締結および必要書類のご準備 | 祖父母さま等とお孫さま等の間で贈与契約を締結いただくとともに、上記の必要書類をご準備ください。 |
| ② ご来店 | お孫さま等に(未成年者の場合は親権者さまとともに)ご来店いただきます。祖父母さま等の口座から本預金へ振り替える場合は、祖父母さま等ご本人にご本人確認書類をご持参の上、ご来店いただく必要がございます。 |
| ③ 口座開設手続き | 「教育資金非課税申告書」等の申込書類をご記入・ご捺印いただき、お孫さま等の名義で口座を開設していただきます。 |
| ④ 通帳のお渡し等 | 通帳をお渡しし、お手続きは完了となります。 |

4. 口座からのご出金と教育資金のお支払い及び領収書等ご提出のタイミング

- ・ 口座の資金を教育資金として支払った場合、領収書等の原本を弊行へご提出いただきます。
- ・ 領収書等が期限までに提出されなかった場合、本口座の預金が教育資金として使われなかった場合、領収書等に記載の支払年月日と本口座からの引出し日が同じ年（※）に属さない場合等、贈与税の課税対象となり、非課税とならない場合がございますのでご注意ください。
（※1月～12月。年度ではありません。）
- ・ 領収書等を期限（翌年 1 月 4 日から 3 月 15 日）までに提出されなかった場合、紛失された場合等は、非課税措置の適用を受けることができませんので、ご注意ください。
（提出期限を過ぎた領収書等は一切受付できません）



- ・ 2019年7月1日以降23歳以上の受贈者における教育資金については学校等や教育訓練給付金対象講座の費用に限定されます。
- ・ 30歳に達した時点で、未提出の領収書等がある場合は、30歳に達した日の翌月末までに領収書等を提出していただく必要があります。
- ・ 本預金にお預入れいただく前に支払われた教育資金は、非課税措置の対象外です。
- ・ 領収書等は、「学校等へ支払ったもの」と「学校等以外の者へ支払ったもの」を分別していただき、原本を「NCB教育資金贈与専用口座に関する領収書等明細一覧兼確認書」とともにご提出ください。
- ・ 領収書等には、以下の記載が必要です。
 - i) 支払日付
 - ii) 金額
 - iii) 支払者（宛名、お孫さま等の親権者でも可）
 - iv) 支払先の氏名名称および住所所在地
 - v) お使いみち（支払内容） 例）〇月分〇〇料など
- ・ 学校等以外の者に対して直接支払われる金銭で次頁 5. ②に該当する場合は、領収書等に加え、学校等が認めたものであるとわかる資料の提出が必要です。
- ・ ご提出いただいた領収書等の原本は返却いたしませんので、必要な場合は、事前にお客さまご自身で控え（コピー等）をご準備ください。
- ・ ご提出いただいた領収書等に、教育資金と認められないものが含まれていた場合、領収書ではないものが含まれていた場合は、その金額について非課税措置を受けることができませんので、ご注意ください。

<「領収書等」とは>

- 当行では、原則として領収書（原本）をご提示いただいております。
- 領収書のご提出が困難な場合は、振込依頼書兼受領書等をご提出いただきます。この場合、支払内容や支払先の氏名・住所がわかるもののご提出が必要となります。
- 「請求書」は認められていませんので、ご注意ください。

5. 非課税措置の対象となる教育資金の範囲

<p>学校等に対して 直接支払われる金銭 (上限 1,500 万円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等とは ⇒幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、大学院、専修学校、保育所、認定こども園、外国の教育施設のうち一定のもの等 ・対象となる費用 ⇒入学金、授業料、保育料、施設設備費、入学試験の検定料、学用品費、修学旅行費、学校給食費等
<p>学校等以外の者に対して 直接支払われる金銭で 社会通念上相当と 認められるもの (上記 1,500 万円のうち 上限 500 万円) ※23歳以上の場合、学校等 以外の者に対するの支払 は教育訓練給付金の支 給対象に限定されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 塾や習い事など、学校以外の役務提供または指導を行う者に支払われる費用 ・対象となる費用 ⇒下記 i) ~ iv) の教育活動の指導の対価として支払う費用(月謝、入会金、参加費等)や施設使用料および下記 i) ~ iv) の活動で使用する物品の費用のうち指導を行う者を通じて購入するもの ※ 個人で一般書店やスポーツ専門店などで購入するものは対象外 i) 学習(学習塾・家庭教師・通信添削・そろばん・キャンプ等の体験活動など) ii) スポーツ(スイミングスクール、野球チームでの指導など) iii) 文化芸術活動(ピアノの個人指導・絵画教室・バレエ教室など) iv) 教養の向上のための活動(習字・茶道など) ② 学校等で必要となる費用を業者に直接支払った場合で、学校等における教育に伴って必要な費用で、学生等の全部または大部分が支払うべきものと当該学校等が認めたもの(この場合、領収書等に加え、学校等が認めた費用であることがわかる資料〔学校名、年月日、用途・費目の記載があるプリント、学校便り、教科書購入票等〕の提出が必要となります。) ・対象となる費用の例 i) 教科書・副教材費 ii) 教科・教材費(リコーダー、裁縫セット等) iii) 学校指定の学用品費(制服、通学鞆等) iv) 卒業アルバム代 v) 修学旅行・自然教室等の校外活動費 vi) 給食費 vii) 通学定期券代 viii) 留学渡航費(注1)、学校等に入学・転入学・編入学するにあたって必要となる転居に伴う交通費(注2) <p>注1) 1回の留学につき、1往復までの渡航費が非課税対象であり、それ以上は対象とはなりません。あくまで「渡航費」が非課税対象となるのであって、空港までの移動に要する交通費については対象外です。</p> <p>注2) 1回の転居につき、1往復までの交通費が非課税対象であり、それ以上は対象とはなりません。親の転勤に伴って転校し転居する場合は非課税対象とはなりません。</p> <p>※) vii、viiiは、2015年4月以降に支払う一定のものが対象になります。</p>

※ 教育資金を振り込むための振込手数料は、教育資金に含まれません。

非課税となる教育資金の範囲、「学校等」「学校等以外」の区分、「領収書等」についての詳細は、下記の文部科学省ホームページ「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」に記載がございますのでご参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm

「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」の対象となる教育資金の該当の有無についてご不明な点がある場合は税務署または税理士にご確認ください。

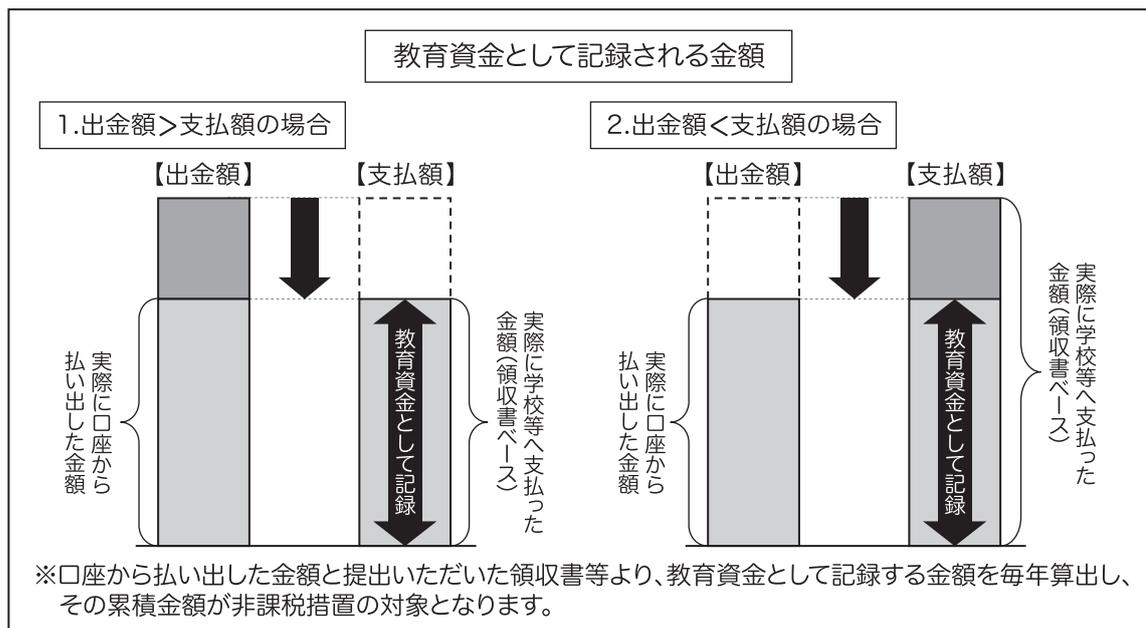
6. 教育資金管理特約の終了

- 教育資金管理特約は、下記のいずれかに該当する場合終了いたします。
 - お孫さま等が30歳になられた場合 ※
 - お孫さま等が亡くなられた場合
 - 本預金の残高が「0」となり、お孫さま等と当行とで特約を終了させることで合意した場合
 ※2019年7月1日以降において、お孫さま等が学校等に在学している場合、又は教育訓練給付金の対象となる教育訓練を受講している場合は、最長40歳まで信託期間を延長できます。
- 上記①または③の事由により教育資金管理特約が終了した時点で未提出の領収書等がある場合は、特約の終了した日の属する月の翌月末日までにご提出ください。
- 上記事由が発生して特約が終了した場合、本預金はすみやかにご解約いただく必要がございます。通帳・お届け印・ご本人確認書類をお持ちになり、窓口へお来ください。
(お孫さま等が未成年の場合、お孫さま等と親権者さまのご本人確認書類及びご関係がわかる確認書類が必要となります)
- 上記①または③の事由により教育資金管理特約が終了した時点で、教育資金非課税申告額から教育資金支出額を差し引いた残額がある場合は、その残額に対して贈与税が課税されます。
(特約が終了した日の属する年に贈与があったものとみなされます)

※ 以下の部分の合計金額は残額として贈与税の課税対象となり、その年において他に贈与を受けた金額と合わせて贈与税の基礎控除を超える場合や相続時精算課税の適用を受ける場合には贈与税の申告が必要です。

- 預金金額のうち、ご出金をしなかった部分
- ご出金金額のうち、次の部分
 - 教育資金のお支払いに充当しなかった部分
(年間のご出金合計額が年間の領収書等の合計金額を超える部分を含みません。)
 - 教育資金のお支払いとご出金の年が異なる部分
 - 教育資金のお支払いに係る領収書等を期限までにご提出いただけなかった部分
 - 学校等以外の者への教育資金の支払で累計500万円を超える部分

- 上記②の事由により特約が終了となった場合は、贈与税は課税されません。



7. 契約期間中に贈与者が亡くなられた場合の取扱い

契約期間中に祖父母さま等が亡くなられた際、教育資金のお支払いに充てられなかった残額がある場合、亡くなられるまでの年数にかかわらず、当該残額は祖父母さま等から相続などにより取得したものとみなされ、相続税の課税対象となりますので、ご注意ください。

ただし、お孫さま等が祖父母さま等の亡くなられた日において①23歳未満※、②学校等に在学中、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合のいずれかに該当する場合は、相続税の課税対象となりません。

※2023年4月1日以降の贈与契約に基づく贈与資金の場合、23歳未満であっても相続税の課税対象となる可能性がございますので、ご注意ください。

- (1) 祖父母さま等が亡くなられた場合、お孫さま等は速やかに当行窓口までお知らせください。
※お孫さま等が学校等に在学中、または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合は、その旨がわかる資料(在籍証明書、学生証、受講案内等)の提出が必要となります。
- (2) 教育資金のために支出した金額を確定するために、お孫さま等は、祖父母さま等の亡くなられた日以前に支払われたことを証する未提出の領収書がある場合は、祖父母さま等が亡くなられた日の属する月の翌月末日までにご提出ください。
- (3) 当行は、お孫さま等からの届出を受け、祖父母さま等が亡くなられた日とともに、贈与者が拠出した金額からお孫さま等が教育費用のためにお支払いした金額を記録いたします。
※管理残高は、他の遺産と合わせて相続税の計算を行うこととなりますが、実際の相続税申告の要否は他の遺産の金額多寡により異なります。
※相続税の申告手続きは、お孫さま等において行うこととなりますので、所轄税務署にお問い合わせください。
※受贈者がお孫さま等の場合において、本制度を利用して贈与を受け贈与者が契約終了前に亡くなった場合は、受贈者の相続税額に20%が加算されます(いわゆる「2割加算」の適用)。対象となるのは、2021年4月以降に本専用口座に預入された金額です。

8. その他ご注意事項

- (1) 本預金にお預入れいただく前に支払われた教育資金は、非課税措置の適用対象外となります。
- (2) 本預金からご出金後に教育資金を支払う場合、ご出金時にお支払先等をお聞きすることがございますので、予めご了承ください。また、期限までに領収書等及び必要書類のご提出が無い場合、教育資金管理特約が終了となった年に贈与があったものとして、贈与税が課税されます。
- (3) 2015年4月1日より「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」が施行されております。子の育児に係る費用については、「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」と重複する部分がありますが、「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」と重複して適用をうけることはできません。

以上